

福知山市職員収賄事件調査特別委員会 第2次中間報告

平成21年12月24日 本会議報告

「市民病院什器購入・市民病院駐車場建設工事にかかわる調査内容と、今後の調査の方向について」

地方自治法第100条の権限を有する福知山市職員収賄事件調査特別委員会（百条委員会）は、平成20年3月10日に設置され、以後、書類調査と並行して、関係する市職員による補足説明を受け、また、関係者の参考人招致、さらに、関係者への証人喚問を行ってきました。一方、公判については、京都地裁での公判が行われ、その結果、贈賄側・収賄側被告とも有罪判決となり、贈賄側被告2名は刑が確定し、収賄側被告は判決を不服として大阪高裁に控訴し、その後大阪高裁でも判決結果は変わらず、現在最高裁に上告しています。これらの公判についても、本委員会として傍聴とその結果報告を行ってきました。

本委員会では、委員会設置以後、昨年12月議会において中間報告を行ってきましたが、その後1年を経過したことから、昨年の中間報告以後の活動について、第2次の中間報告を行うものです。

① 平成20年12月議会で行った中間報告以降の活動報告

本委員会は、平成20年12月議会で行った中間報告以後、本年12月までに、12回の委員会と、その打ち合わせ会議を40回開催してきました。また、公判については、京都地裁の公判傍聴に続き、大阪高裁への公判傍聴も行ってきました。

- ・昨年12月議会での中間報告で課題としていた事項

さて、昨年の中間報告では、①市民病院什器購入に係わる問題で、財務規則に反する問題点を指摘し、市の是正措置を求め、②什器購入にかかわる業者指名から入札までの経過など調査を継続すること、③公判で明らかになった事実について検証していくこと、④都づくりプロジェクトの経過についての調査をすすめていくことを、「今後の課題」としてかかげました。

・委員会での協議事項

昨年の中間報告以降、市民病院什器購入にかかわり、メーカー関係者を参考人として招致し調査を行いました。また、公判で明らかになった市民病院駐車場建設工事にかかわる問題で、関係者の証人喚問をはじめとする調査をすすめてきたところです。

・公判傍聴について

さらに、収賄側被告の公判については、3月9日の京都地裁での判決まで9回の公判傍聴を行いました。その判決の結果は懲役2年、追徴金1,040万3,260円の有罪判決。その後、被告は大阪高裁に控訴し、8月21日に審理が行われ、10月9日には判決があり、控訴棄却となりました。この大阪高裁での審理・判決言い渡しについても、委員会として委員を派遣し傍聴に行ってきました。なお、大阪高裁判決以後、収賄側被告は最高裁に上告をしています。

② 什器問題での調査について

什器購入に関わる調査では、昨年12月議会での中間報告までに市と契約した3業者の参考人招致を行いました。その後、さらにこの問題を深めるために、納入したメーカー関係者並びに関係した市職員の参考人招致を2月20日に行い

ました。本委員会では、これら調査結果に基づいて、開院を目前にした多忙な時期であったとはいえ、市職員が、納品されていない什器が「納品された」とする調書を作成していたことや、市が契約した業者を飛び越えて、メーカーと直接やりとりを行い、契約業者としての本来の責務を求めていることなど、市の財務規則に反する行為があったことは明らかであると結論づけています。また、財務規則に反する行為は、市職員と業者との間にルーズな関係があり、贈収賄事件の背景にあった問題であると指摘しました。

③ 市民病院駐車場建設工事の調査で明らかになったこと

その後、什器購入にかかわる調査を終えて、ただちに京都地裁での公判の中で明らかになった事実について、調査をすすめました。その内容は、市民病院駐車場建設工事ににかかわる問題です。この駐車場建設工事は、収賄事件の舞台の一つです。公判では、この駐車場建設工事は元請け業者の(株)大林組が、収賄事件の原資（賄賂）を提供した(株)尚和に直接発注するのではなく、まず、1次下請け業者として地元業者の谷村実業(株)に、そして2次下請け業者の(株)尚和に発注されていることが明らかになりました。

本委員会では、この事実に注目し、なぜこのような下請けの体系になっているのか、一括下請負（丸投げ）の問題はないのかなど調査をすすめました。この調査では、2次下請けの(株)尚和関係者の証人喚問ならびに1次下請けの谷村実業(株)関係者の証人喚問を行いました。

その結果については、委員会として「一括下請負」がなかったと断言できるものではありませんが、一方で、通常行われている工事検査に下請け業者が立ち会いをしていなかったという重大な事実も明らかになっています。したがって、工事の発注者である福知山市が調査を行い、建設業法に抵触する事実があるのであ

れば、業者に対する指導監督官庁である京都府ならびに国土交通省に対して、しかるべき対応をすべきものであると考えています。

④ 今後の調査の方向について

さて、今後の委員会の活動方向についてですが、引き続き事件の核心については、司法の手に委ねなければなりません。一方、委員会が取り組んできた、財務規則違反や一括下請負の調査をすすめる中で明らかになった次の問題点について調査をすすめ、改善すべき点を「提言」としてまとめていく責務があります。

すなわち、「発注者である福知山市と元請け・下請け業者（1次・2次問わず）の関係や、福知山市と市の契約業者とメーカーの関係において、『業者選定の在り方』『工事や物品購入の進行把握や指導』などについて、どこまで福知山市が関与できるのか、また、関与すべきなのかなどの調査をすすめ、提言を行うこと」を本委員会として確認しています。その提言をまとめるために、(株)大林組には「下請け業者選定について他」、(株)日建設計には「工事監理」についての調査を行う必要があり、また、関係した市職員や元市理事者についても「下請け業者選定の経過」、「業者指名や下請け業者選定の方法」等についての調査など、これらの活動を今後精力的にすすめていきます。

また、すでに工事が完了している武道館建設については「業者選定」、「工事の進行把握や指導」について、また、(仮称)北近畿の都センター、給食センター及び(仮称)総合防災センターについては「設計業者の選定」に焦点をあてた必要な調査などを行い、来年9月を目途に「提言」を行っていきます。

以上、昨年12月議会での中間報告からの約1年間の活動と、今後の活動の方向について報告し、第2次の中間報告といたします。